

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄
共通事項			山梨県岩石採取計画認可事務取扱要綱第4条（採取計画認可基準）の要件を満たすこと	
			採石方法等を十分に考慮した設計を行うこと （認可を受けた図面と異なる採石等は認可条件違反となる。また認可を受けた図面と異なる採石等を行う場合、事前に変更手続きを行う必要がある。）	
			設計根拠及び出典を必ず添付すること （審査時間が大幅に短縮でき、結果として申請から認可までの日数が短くなるため）	
			変更する場合、変更内容がわかるように凡例を設け、書類は2段（上段：前回認可、下段：変更）に記載し、図面は色分けによる区分（例：黒：前回認可、赤：変更）、または前回認可図面と変更図面を用意すること	
			図面にスケール（目盛）を記載すること	
			該当事項がない場合、「なし」もしくは「-」が記載されていること	
			日付の記載及び押印について確認すること	
				目次を作成し、見出し（インデックス）を貼付すること
(1)	採取計画認可申請書	収入証紙	貼付されていること	
		面積 (1-(2))	採取面積とその他の面積の合計が、採取場全面積と一致していること	
		採掘面積	求積図等の数値と一致していること	
		採取する岩石の種類及び数量 (2)	土量計算書等と齟齬がないこと	
		採取の期間 (3)	認可期間の事前協議が出されている場合、通知された期間が反映されていること	
		採取方法 (4-(1)-①)	「5-(1)-①岩石の採掘及び⑦採取跡」と内容に齟齬がないこと	
		岩石の運搬 (4-(4))	「9-(1)搬出方法等」と内容に齟齬がないこと	
		岩石の採掘	保全距離は、原則として隣接地境界から5m以上とすること	

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄
		(5-(1)-①)	最終残壁は、岩質を考慮して、60度以内の安全な勾配とすること	
(1)	採取計画認可申請書	岩石の採掘 (5-(1)-①)	残壁の高さ10m以下ごとに幅2m以上の小段を設けること ただし、残壁の最も高い地点と最も低い地点との垂直距離が30mをこえるときは、高さ30mごとに設ける小段の幅は5m以上とすること	
		土及び土石混じり法面の場合、掘削面の勾配は45度以下とし、垂直距離が5m以上あるときは、5mごとに幅2m以上の小段を設けること		
		脱水ケーキの処理 (5-(1)-⑤)	「5-(2)-⑥」と内容に齟齬がないこと	
		廃土又は廃石のたい積処理 (5-(1)-⑥)	「8」と内容に齟齬がないこと	
		採取跡 (5-(1)-⑦)	緑化については、次のとおりとするほか、「採石場における緑化に関する指針」に基づき、実施すること。 ○ 岩石採取場の緑化が必要と思われるところにあつては、原則として緑化すること。 ○ 採取中にあつても採取終了部分は、緑化を実施すること。 ○ 緑化は、原則として認可期間中に行うこと。	
		小段には客土を行い、原則として10㎡に10本の割合で樹木を植栽すること (風化岩石面及び廃土石等のたい積場の小段、法面の場合は、必要に応じて排水路を設けること)		
		標識の設置等 (5-(2)-①)	防災計画図と設置場所・数が一致していること	
		廃土又は廃石のたい積の方法(8)	1回の積上げ高さは1m以下とし、高さ10m以内ごとに幅2m以上の小段を設けること	
(2)	土地使用目録		登記簿謄本と一致していること	
(3)	位置図		50,000分1の地形図であること	
			採取場の所在地及び運搬経路が赤で記載されていること	
(4)	岩石採取場・周辺の状況を示す図面(現況図)		等高線、事業区域が明示されていること	
			切羽の位置が示されていること	
			採取跡の埋戻し等で、廃土、廃石及び脱水ケーキ処理土のたい積を行う場合は、その場所が示されていること	

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄	
			災害防止施設の設置場所、岩石採取場内の車両及び重機類の通路が示されていること		
(4)	岩石採取場・周辺の状況を示す図面（現況図）		破砕洗浄施設がある場合は、機械、沈殿池又は汚濁水処理施設等の設置場所が示されていること		
			岩石採取場の周辺300m程度の範囲内に存する河川、道路、鉄道、送電線、鉄塔その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業・林業用施設等の位置並びにそれぞれの距離が示されていること		
			産業廃棄物中間処理場が併設されている場合は、その設置場所が示されていること		
(5)	実測平面図		縮尺500分の1～1,000分の1の地形図とし、縦断測量の測点と水準杭の位置及び高さが示されていること		
			測点は原則、50mを超えない範囲とし、地形変化点及び計画勾配変化点には測点を設けること		
			測線（中心線）は原則、計画断面に対して水平又は垂直方向になるように設定すること		
			採石場で計画断面が複数ある場合、原則、各計画断面に対して測線（中心線）を設定すること		
			他の土地と隣接するときは、その境界が示されていること		
			継続して認可を受けようとする場合は、その経緯が示されていること		
			切土、盛土、捨土、測線の位置が示されていること		
(6)	実測縦横断面図	全体	縮尺100分の1～1,000分の1とし、現地盤面、計画地盤面及び年次ごとの採取順序が示されていること		
		縦断面図	平面図で図示した測線（中心線）に基づき、縦断面図を作成し、切土盛土計画を図示すること		
				原則、縦横を同じ縮尺とすること	
				計画勾配変化点に測点を設け、測点間距離、高さ（地盤高、計画高）、計画勾配を明示すること	
			測点の表記が土量計算書と一致していること		
		横断面図	平面図で図示した測線（中心線）に基づき、測点ごとの横断面図を作成し、開発区域、残置森林の境界を図示すること		

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄
			測点センターから両端の事業区域まで計画勾配変化点毎の距離、計画勾配及び法面の高さを明示すること	
(6)	実測縦横断面図	土量計算書	各計算表の合計が、集計表及び認可申請書の採取量の合計と一致していること 測点の表記・数が平面図、縦横断面図と一致していること	
(7)	登録を証する書面	採石業者登録通知書	最新のものを添付すること	
(8)	監督計画等	岩石採取監督計画書	様式3号に沿っていること	
(9)	採取に関する権原を証する書面	土地の権利を有する者の同意書	自己の所有する土地又は採石権が設定してある土地の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本が添付されていること (ただし、所有権移転登記又は採石権設定登記が未了の場合は、当該土地の権原を取得したことが、確実であることを証する書面及び登記事項証明書又は登記簿謄本)	
			採石権以外の権原をもって他人の土地で採取を行う場合は、契約書又は同意書等の写し及び登記事項証明書又は登記簿謄本が添付されていること	
			土地所有権者が2人以上の場合は、それぞれの土地所有権者が代表者に権限を委任したことを証する書面が添付されていること	
			所有者の名義が登記簿謄本と一致していること (土地の名義が異なっている場合には、相続関係図、戸籍謄本、委任状など同意書に署名、押印した者の権原を証明することができる書面(住民票は個人番号が記載されていないもの)を添付すること)	
			継続申請について、前回提出した同意書が今回の申請に係る認可期間においても有効である場合には、その写しを添付すること	
(10)	関係法令の処分に関する書面	全体	許認可済のものは許認可書の写し、申請中のものは受付印のある申請書の写しを添付すること	
		個別法	土壌汚染対策法(土地の形質変更)	
			河川法(24, 26, 27条その他)	
			農地法(農地転用)	
			県砂防指定地管理条例	

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄
			市町村の法定外公共物管理条例（占用、用途廃止）	
			景観法条例（市町村）	
(10)	関係法令の処分に 関する書面	個別法	文化財保護法	
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
			山梨県土砂運搬適正化指導要綱	
			その他必要な法令	
(11)	搬出計画に関する書面		申請書、各図面の内容と齟齬がないこと	
(12)	資金計画の書面	採取跡災害防止 資金計画書	様式4号に沿っていること	
			算定に使用した面積等の数値が、図面等に記載されている数値と整合すること	
(13)	ア	全体	新たな認可申請の場合は、岩石の種類、賦存状況について調査した書面が添付されていること	
	イ	公図	採取区域を赤線で囲み、地番ごとに所有者名、地目等が示されていること	
			隣接地について、地番、所有者名、使用者名、地目等が示されていること	
			施設、残置森林、緑地等の種類別の位置が示されていること	
	ウ	境界確認書	様式5号に沿っていること	
		所有者の名義が登記簿謄本と一致していること （土地の名義が異なっている場合には、相続関係図、戸籍謄本、委任状など同意書に署名、押印した者の権原を証明することができる書面（住民票は個人番号が記載されていないもの）を添付すること）		
		継続申請について、前回提出した境界確認書が今回の申請に係る認可期間においても有効である場合には、その写しを添付すること		
エ	同意書	採取場から300m（転石等の採取で採取後直ちに搬出する場合は50m）以内に教育施設、社会福祉施設及び医療施設がある場合は当該施設長の同意が取れていること		
		継続申請について、前回提出した同意書が今回の申請に係る認可期間においても有効である場合には、その写しを添付すること		

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄	
(13)	オ	連帯保証書	要綱第2条第1号に該当する場合は、当該団体の連帯保証書（様式6号）を作成すること		
	カ		要綱第2条第2号に該当する場合は、過去3年間の経営状況が確認できる書面（決算書、青色申告書等）及び採石業者又は県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証書（様式7号）を作成すること		
	キ	岩石採取工程表及び 破碎洗浄工程図	防災に係る工事が優先されていること		
	ク	岩石の採取に伴う災害防止施設等の計画に関する図面	設計根拠	各防災施設の設計根拠（出典）を添付すること （引用箇所が分かるようにマーキングすること）	
			流量計算書	8割水深による円形水路の設計は通水断面の設計安全率1.2倍以上を満たしているか再確認すること	
				同一排水施設の場合、最小勾配での検討を行うこと	
			河川管理者との協議	河川等に放流する場合、河川管理者との協議を行い、打合せ内容が分かる資料を添付すること	
				当該開発行為に伴い、ピーク流量を安全に流下させることができない地点の有無について、 <u>申請書の提出前</u> に河川管理者の同意を得ること	
			安定計算書	必要な安定計算（盛土、擁壁）の書類を添付すること	
			集水区域図	事業区域外からの流入も考慮すること	
				雨水の流れを記載すること	
			排水施設計画図	排水施設の規格、勾配（方向含む）、計画高及び距離を記載すること	
				排水施設の縦断図を作成し、他の図面と整合すること	
構造図や計算書と照合できるよう番号等を記載すること					
凡例に種別毎の排水施設合計数量を記載すること					
構造図（沈砂（殿）池）	各排水施設の数量一覧表を記載すること				
	土砂の流出や濁水を防止するため、沈砂（殿）池を設け、規格、堆砂量を算定すること				
	計画高（堆砂、計画水面、呑口、吐口）を記載すること				
		表面積は有効水深（底面から1.0m以上）を確保した部分を測定すること			

# 岩石採取計画申請書チェックリスト

NO.	書類	項目	詳細	チェック欄	
(13)	ク	岩石の採取に伴う災害防止施設等の計画に関する図面	構造図 (洪水調整池)	オリフィス、余水吐及び堆砂敷の計画高や構造の寸法を記載すること	
				オリフィス下端以下は堆砂敷若しくは滞水敷となるため、オリフィス下端以上を調整容量として設計すること	
			構造図 (浸透施設)	原則、浸透施設の上面及び底面は水平であること	
			工事中の 防災施設	開発後と区分して必要書類（流量計算、排水施設計画図等）を添付すること	
	ケ	跡地の措置計画及び緑化計画について記載した図書		法面緑化行う場合は図面（緑化計画図）を作成すること	
				法面勾配、小段、残地森林の配置について、他の図面等と整合が取れていること	
	コ	現況写真		全景（航空写真も可）、工作物設置の場所等がわかること	
	サ	全部事項証明書		公図に表示されている内容と一致していること	
		決算報告書		必要な期間（3年間）のものが揃っていること	
		納税証明書		必要な期間（3年間）のものが揃っていること	
その他			参考となる図書を必要に応じて添付すること		